

平成 29 年度の報告に関する結果の概要（平成 30 年度末発表）

水銀汚染防止法施行後初めての報告となる平成 29 年度の結果概要は以下のとおりです。
なお、当該報告の対象期間は、法律の施行日（平成 29 年 8 月 16 日）から平成 30 年 3 月 31 日までです。

（１）水銀等の貯蔵

水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所は全国で 81 事業所、報告された水銀等の年度末貯蔵量は 46,844.8kg でした。水銀等の種類別では、水銀に関する報告が 80 件、硫化水銀に関する報告が 2 件でした。そのうち水銀及び硫化水銀の両方を貯蔵していると報告した事業所が 1 事業所ありました。その他の水銀等（塩化第一水銀、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物）に関する貯蔵の報告はありませんでした。また、水銀等を環境上適正に貯蔵するための措置の実施についても確認しました。

（２）水銀含有再生資源の管理

水銀含有再生資源の管理に関する報告を行った事業所は全国で 333 事業所でした。また、報告された水銀含有再生資源は「非鉄金属製錬スラッジ」、「歯科用アマルガム」、「分析用途で使用された水銀」及び「酸化銀電池」の 4 種類でした。

水銀含有再生資源の種類別報告件数及び年度末時点で管理されていた水銀含有再生資源の種類別の内訳は、非鉄金属製錬スラッジが 8 件で計 242,727kg（湿重量）、歯科用アマルガムが 299 件で 63.8kg（湿重量）及び 612.9 kg（乾重量）、分析用途で使用された水銀が 17 件で計 212.3kg（湿重量）及び 22kg（乾重量）、酸化銀電池が 11 件で計 5,175kg（湿重量）でした。（なお、事業所によって複数の水銀含有再生資源を管理している場合があるため、報告を行った事業所数と水銀含有再生資源の報告件数の合計値は異なります。）また、水銀含有再生資源を環境上適正に管理するための措置の実施についても確認しました。